東証一斉連絡

TOKYO STOCK EXCHANGE

平成２６年３月１４日
株式会社 東京証券取引所
上　　場　　部

公表措置及び改善報告書の徴求について

下記のとおり、公表措置及び改善報告書の徴求をすることにしましたので、お知らせします。

記

１．　会　　社　　名　株式会社アイレックス
（コード：６９４４、市場区分：ＪＡＳＤＡＱスタンダード）

２．　公表措置公表日　平成２６年３月１４日（金）

条　　文　有価証券上場規程第５０８条第１項第１号
（開示を行う場合の遵守事項に違反したと当取引所が認める場合において、公表の必要が認められるため）

３．　改善報告書提出期限　平成２６年３月３１日（月）

条　　文　有価証券上場規程第５０２条第１項第１号
（開示を行う場合の遵守事項に違反したと当取引所が認める場合において、改善の必要性が高いと認められるため）

４．　理　　由　株式会社アイレックス（以下「同社」という。）は、平成２５年６月１０日に、同社における不適切な売上計上等に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。その後、過年度の会計処理の一部について、不適切な会計処理が行われていた可能性が発覚したことから、同社は、平成２５年１１月２２日付で改めて第三者委員会を設置のうえ調査を行い、平成２６年３月７日に、同社における不適切な売上計上及び資産計上等に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、本日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、同社において、顧客への請求締日後の未請求金額を売上計上する会計処理において売上高を過大計上していたこと、工事進行基準による会計処理において売上高を前倒しで計上していたこと、市場販売目的のソフトウェアの制作費を不適切に資産計上していたこと及び仕掛品を過大に計上していたことが明らかになり、その結果、平成２１年３月期から平成２５年３月期まで、虚偽と認められる開示をしていたことが判明

しました。
　同社では、業績目標の達成を強く求める当時の経営陣の下で、営業部門の複数の事業所において売上等の会計処理の根拠となるプロジェクト従事者の勤務表の改ざん等が行われており、関係する業務プロセスにおいて、営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制が十分に機能していなかったなど、内部統制の機能不全が認められました。
　以上を踏まえると、本件は、適時開示に係る遵守事項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。
　また、本件は、同社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、同社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることにしました。

※　同社の改善報告書は、提出後、当取引所ホームページ及びＴＤｎｅｔデータベースサービスに掲載します。
　なお、改善報告書制度及び現在公衆の縦覧になっている改善報告書は、当取引所ホームページ（http://www.tse.or.jp/listing/kaizen/index.html）をご覧ください。

以　　上